

銚子市総合計画審議会委員名簿
(第14期 平成29年2月10日～平成31年2月9日)

選出区分	団体・組織名	分野	役職	氏名	備考
知識経験を有する者(7名)	千葉大学		教授	関谷昇	会長
	銚子市総合戦略検証委員会		委員	柏熊聖子	副会長
	千葉科学大学		教授	木村栄宏	
	銚子信用金庫		営業推進部 副部長	高木益伸	
	銚子商工信用組合		業務推進部 業務推進課・ 地域推進課長	河崎利洋	
	銚子市介護保険事業等運営協議会		副会長	佐藤直子	
	銚子市総合戦略検証委員会		元委員	吉川リアン	
公共的団体等の役職員(11名)	銚子商工会議所	産業経済	副会頭	野口光男	
	銚子市観光協会	産業経済	副会長	石上藤吾	
	銚子市漁業協同組合	産業経済	総合企画室長	辻勝美	
	ちばみどり農業協同組合	産業経済	銚子支店長	宮内勝雄	
	連合千葉県連合会	産業経済	副会長	宮内利明	
	銚子市町内会連合協議会	地域社会	会長	宮崎光子	
	銚子青年会議所	地域社会	理事長	野平泰彦	
	銚子市社会福祉協議会	福祉健康	会長	伊東好雄	
	銚子市医師会	福祉健康	会長	大野慶周	
	銚子市PTA連絡協議会 (千葉県PTA連絡協議会)	教育文化	前会長 (役員選考委員)	石毛克典	
	銚子市文化団体協議会	教育文化	相談役	飯塚禎司	

※分野は、産業経済・地域社会・福祉健康・教育文化の4分野

銚子市総合計画審議会条例

(昭和 47 年 9 月 30 日条例第 25 号)

改正 昭和 52 年 3 月 29 日条例第 1 号 平成 10 年 3 月 27 日条例第 1 号
平成 14 年 3 月 26 日条例第 1 号 平成 15 年 3 月 13 日条例第 3 号
平成 16 年 3 月 26 日条例第 5 号 平成 18 年 10 月 10 日条例第 37 号
平成 20 年 3 月 26 日条例第 4 号 平成 21 年 3 月 25 日条例第 4 号
平成 22 年 3 月 26 日条例第 2 号 平成 27 年 3 月 13 日条例第 3 号
平成 29 年 9 月 28 日条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、銚子市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、市の総合的かつ基本的な計画に関する事項について調査及び審議するため、審議会を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の役職員

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員のため新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を行なう。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画財政課において所掌する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。